

広島市水道局週休2日交代制工事試行要領（土木工事及び配管工事）新旧対照表

現行（R6.10）	改定（R7.2）
（前略）	（前略）
（定義）	（定義）
第2条 「週休2日交替制」とは、次のいずれかをいう。	第2条 「週休2日交替制」とは、次のいずれかをいう。
（中略）	（中略）
（2）「通期の週休2日交替制」	（2）「通期の週休2日交替制」
「月単位の週休2日」を達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、対象期間全体の休日率が28.5%（8日／28日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。	「月単位の週休2日 交替制 」を達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、対象期間全体の休日率が28.5%（8日／28日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。
（中略）	（中略）
（対象工事）	（対象工事）
第3条 対象工事は、「広島市水道局週休2日工事試行要領（土木工事及び配管工事）（ R6.10 ）」による工事（以下「週休2日工事」という。）の受注者が、実施方法を「週休2日交替制工事」に変更することを希望した工事とする。	第3条 対象工事は、「広島市水道局週休2日工事試行要領（土木工事及び配管工事）（ R7.2 ）」による工事（以下「週休2日工事」という。）の受注者が、実施方法を「週休2日交替制工事」に変更することを希望した工事とする。
（中略）	（中略）
（工事成績評定）	（工事成績評定）
第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況、 ②工程管理 及び「 5. 創意工夫 」において評価する。	第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況 ②工程管理 」において評価する。
（後略）	（中略）
	附則
	この要領は、令和7年2月1日から施行する。
	（後略）